



採れない!
定着しない!
育たない!

労務管理に
少々不安を感じている
介護事業者の皆さん!

そんな悩みからの解放は、
働く環境を整えるのが「王道」で「近道」です。

■夜勤やシフトを上手く回るようにしたい!!

■職員の労働時間や休憩、休日・休暇は大丈夫かな?

■残業や休出の割増賃金、宿直手当は大丈夫かな??

■職員の年休や育児・介護ニーズに応えられているかな?

■是非とも
無くしたい!!

- ①また一人、腰痛で辞めた。
- ②メンタル、ハラスメントで辞めてしまった。
- ③送迎・訪問途上に自動(転)車で事故った。

こうした就労環境を整えるのを私達がお手伝いします。



1 セミナーで解説して支援

難しい法律用語も平易に判り易く解説。



2 個別に訪問して支援

専門家が現場を巡回した上、助言します。



この「介護事業場就労環境整備事業」は、厚生労働省から受託して企画運営しています。

National Federation of Labor Standards Associations

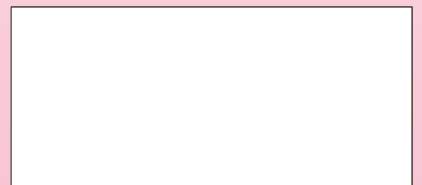
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

〒101-0047東京都千代田区内神田1-12-2

TEL : 03-5283-1030 FAX : 03-5283-1032 <http://www.zenkiren.com/>

全基連

検索



この事業（介護事業場就労環境整備事業）では、皆さんの事業運営を支援（無料）しています。

「セミナー」で分かり易く解説

■今、介護事業者にとっての喫緊の課題は、良質な介護サービスの提供とその元となる経営基盤を整えることにあります。そのためにも、高い転職率と慢性的な人材不足の中で、介護業界の労働時間や休日・休暇、安全衛生などをはじめとする就労環境を整えることが急務といえます。

■そこで、この事業では、就労環境を整えるための基本的な知識・情報やノウハウを、「見易く、分かり易い」を基本に解説します。事業主、労務担当者など、どなたでも参加できます（業界内の業態間交流も期待できます）。

上の「セミナー」を受講してから右の「専門家の個別訪問」を利用するのがお勧めです。

次の事業主の皆さんのご利用を想定した事業です。

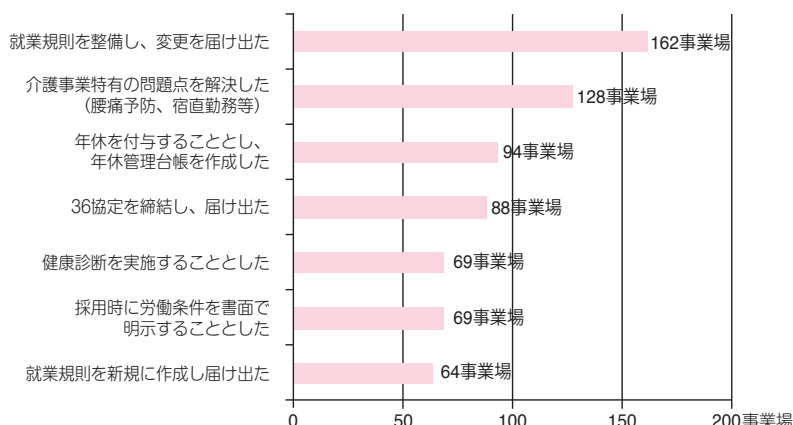
■介護に関する事業を営む事業主（介護保険の適用・適用外、開業時期不問。「介護保険施設」を重点対象としています。他の介護業態の皆さんもご利用いただけます。）

この事業のご利用は…

■利用申込書（右頁）に所要事項をご記入の上、全基連都道府県支部（リーフレット4面に所在地一覧）に郵送またはFAX送信してください。

■ご希望に応じて、①セミナーの開催案内をお送りするか、②専門家である指導員が事業場にお伺いする日程を調整させていただきます。

29年度事業を利用してここを改善しました（抜粋。複数回答）



「個別に訪問」して助言

■労働時間制度や安全衛生管理などに詳しく、介護業界の内情に通じた専門家が直接訪問（原則として3回）し、事業場内を見させていただくとともに、就労環境上の問題点などをお伺いします。

■その上で、御社の業態等にふさわしい、就労環境を整えるために必要な情報をご提供するとともに、以下の課題などのご相談にも応じ、具体的な対応策を助言します。

【各業種共通の一般的な課題】 ①変形労働時間制・裁量労働制の導入の可否、②労働時間の適正把握・管理、③休日・休暇の設定、年次有給休暇の付与、④安全衛生管理体制の整備、⑤資格の必要な業務の確認と資格の取得、⑥機械・設備の安全性の確保や届出、⑦労働保険（労災・雇用）社会保険の加入手続き、⑧就業規則の作成届出、⑨労働条件の明示など。

【介護業界によくある課題】 ①介護従事者の労働時間の取扱い（シフト勤務・訪問キャンセル時の取扱い、移動時間の取扱いと移動・送迎中の交通事故を含む）、②ノーリフト化などを含む腰痛の予防、③雇入れ時の健康診断・安全衛生教育の実施、④虐待・苛めの防止（要介護者との間・職員間）、⑤メンタルヘルス・ハラスメント（セクハラ・マタハラ・パワハラなど）の防止など。

【類似の事業（雇用管理改善促進事業）との違い】 枠組みはほぼ同じ。範囲と深さが違います。

